

統合協議会の運営方法について

- 委員の代理出席について
 - ・代理出席は不可とする。
- 委員の辞職や交代について
 - ・学校長推薦の委員については、学校長が新たな委員の推薦を行う。
 - ・町会・自治会の代表者については、各町会・自治会から新たな委員を選出してもらう。
 - ・校長、副校長、教育改革担当部長が交代した場合は、後任者へ委員の委嘱を行う。
- 統合協議会の傍聴について
 - ・原則として傍聴できる。非公開とする場合（秘密会）は、出席者の過半数で決定する。（第7条 会議の公開）
 - ・事前申込み制とする。
- 統合協議会の記録について
 - ・要点筆記（録音有）・発言者無記名（委員と表示）で事務局が作成する。
- 統合協議会の会議録等の公表について
 - ・会議録は委員確認後、教育委員会ホームページで1ヵ月程度をめどに公開する。
 - ・開催内容（次第・配布資料等）や次回の開催日程等については、協議会終了後速やかに、教育委員会ホームページに掲載する。
 - ・「統合協議会ニュース」はおおむね開催ごとに紙面で発行し、当該校、近隣幼稚園・保育園の保護者への配布及び関係町会・自治会への回覧・掲示等を行う。併せて、教育委員会ホームページにも掲載する。
- その他、特に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度、統合協議会で協議して定める。